

平成 29 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	49	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置（特別償却又は税額控除）の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 住宅に大きな被害が生じた地域の居住の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた個人事業者又は法人</p> <p>・ 特例措置の内容 復興居住区域において新築された被災者向け優良賃貸住宅を取得等して、賃貸の用に供した場合には、その取得価額の 25% の特別償却又は 8 % の税額控除（税額の 20% を限度）ができる特例措置を延長する。</p>		
関係条文	<p>東日本大震災復興特別区域法第 41 条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条の 2、第 17 条の 2 及び第 25 条の 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 12 条の 2 等</p>		
減収見込額	[初年度] ー (▲13)	[平年度] ー (▲13)	[改正増減収額] ー (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、被災地域においては多くの住宅が損壊したため、各地で住宅再建が進められてきたところであるが、特に被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県では依然として応急仮設住宅の解消に至っておらず、今後も計画通り着実に恒久的な住まいの確保を図ることが必要な状況であることから、引き続き民間賃貸住宅の建設を促進し、被災地域の復興を図ることが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性 東日本大震災の被災者の恒久的な住まいを確保するため、被災地においては平成 29 年度以降も民間賃貸住宅整備のニーズが見込まれる。 民間賃貸住宅が土地区画整理事業等の区域内に建設される場合には、事業用地造成の完了を待って建築工事に着手する必要があるが、宅地の供給完了時期が平成 30 年度末となる地域もあり、建設に要する期間を考慮すると、平成 29 年度以降も民間賃貸住宅の整備が続くものと見込まれる。 福島県においては、避難指示解除後の帰還の動きも想定され、平成 29 年度以降も民間賃貸住宅の整備が続くものと見込まれる。 政府としては、平成 32 年度までの復興・創生期間において、一日でも早く恒久住宅に移っていただくため諸般の取組を進めることとしており、住宅再建の加速化及び恒久的な住まいの確保を図り、東日本大震災からの復興を図るため、本特例を平成 32 年度まで活用できることとし、民間賃貸住宅の建設を促進することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			
担当者等（連絡先）	<p>担当課：住宅局住宅総合整備課（担当課長）松本 貴久（担当補佐）鈴木 健介（担当者）佐野 景一 電話：（代表）03 - 5253 - 8111（内線）39374（直通）03 - 5253 - 8502（FAX）03 - 5253 - 1628</p>		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■東日本大震災からの復興の基本方針（東日本大震災復興対策本部平成23年7月29日）</p> <p>5 復興施策（1）災害に強い地域づくり</p> <p>④被災者の居住の安定確保</p> <p>（i）地域全体のまちづくりを進める中で、職業の継続・確保、高齢者等の生活機能の確保に配慮しつつ、恒久的な住まいを着実に確保できるよう支援する。</p> <p>■平成28年度以降の復旧・復興事業について（平成27年6月24日復興推進会議決定）</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>平成28年度以降においては、復興期間10年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、現在の取組を着実に進め、必要な支援を確実に実施することを基本とする。（中略）</p> <p>そのために、まずは住宅再建を加速させ、恒久住宅の確保に取り組む。</p> <p>3. 各分野における今後の取組み</p> <p>（3）住宅再建・復興まちづくり</p> <p>残事業を着実に実施し、一刻も早く、被災者に恒久住宅に移っていただくことに取り組み、（以下略）</p> <p>■「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定）</p> <p>2. 各分野における今後の取組</p> <p>（2）住まいとまちの復興</p> <p>① 住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅再建・復興まちづくりについては、一日でも早く被災者に恒久住宅に移っていただくため、（以下略） <p>■復興庁政策評価体系</p> <p>政策「復興施策の推進」</p> <p>施策「（1）復興支援に係る施策の推進」</p>
	政策の達成目標	各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標を、本特例の対象となる優良賃貸住宅の供給を促すことで達成する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	4年間
	同上の期間中の達成目標	各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標を、本特例の対象となる優良賃貸住宅の供給を促すことで、概ね達成する。
政策目標の達成状況	前回要望時において、本特例の対象となる優良賃貸住宅の建設戸数は平成26年度以降年間31戸ずつ増加する見込みであったところ、これまでの建設戸数は平成25年度までの109戸となっている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成29年度 303戸 平成30年度 303戸 平成31年度 303戸 平成32年度 303戸
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例を通じて、被災地における民間賃貸住宅の供給を促進し、被災者の住宅の確保に資することができる。
	ページ	49—2

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 2、第 18 条の 2 及び第 26 条の 2 並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 13 条の 2、第 18 条の 2 及び第 23 条の 2）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	東日本大震災の被災者が恒久的な公的賃貸住宅に入居することを支援するため、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅の建設、買取り及び改良に係る費用を支援する。 【東日本大震災復興交付金（536 億円）の内数（平成 29 年度予算）】
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本要望の措置は、住宅の専用部分の建設費用に対する支援である一方、予算上の措置は、住宅の共有部分及び併設する施設の建設費用に対する支援であり、両者の支援対象は重複しておらず、整合が取れている。
	要望の措置の妥当性	特別償却は、減価償却の前倒しによる事業初期の資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、政策目的達成手段として、的確かつ必要最小限である。 税額控除は、事業者が支払うべき納税額に変動を与えるものの、事業者及び期間を限定し、事業初期の資金繰り支援を図り短期に集中して優良賃貸住宅の建設を促進するものであるから、政策目的達成手段として、的確である。
税負担軽減措置等の適用実績		・東日本大震災復興特別区域法第 41 条の規定に基づく事業者の指定件数：3 件（平成 28 年 3 月末時点） ・指定事業者による被災者向け優良賃貸住宅の建設実績：3 棟 109 戸（平成 28 年 3 月末時点）
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		本特例を通じて、被災地における民間賃貸住宅の供給を促進し、被災者の住宅の確保に資することができる。
前回要望時の達成目標		各被災地域が策定する住宅整備に関する供給目標のうち、本特例の対象となる優良賃貸住宅に係る部分について、達成する。 なお、岩手県及び宮城県以外の被災地域では、復興住宅の供給目標を定めておらず、現時点で、定量的な達成目標を示すことは困難。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		前回要望時において、本特例の対象となる優良賃貸住宅の建設戸数は平成 26 年度以降年間 31 戸ずつ増加する見込みであったところ、これまでの建設戸数は平成 25 年度までの 109 戸となっている。 適用実績が増加しなかった理由としては、建設する民間賃貸住宅の仕様が本特例の適用要件を満たさないケースがあったことや他の復興特区に係る課税の特例に比べ一定の地方団体に限定された特例となっていることから制度が十分に周知されていないことなどが考えられる。
これまでの要望経緯		・平成 23 年度 創設 ・平成 26 年度 拡充（床面積、戸数等の要件緩和）・延長（3 年間）
	ページ	49—3